

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第28号



## Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

### 目 次

金利雑感	斉藤 武
「教えるとは希望を語ること」	川上 勉
ーアラゴン没後20年に寄せてー	
「日独文化関係促進協会	出口 雅久
(J a D e) 賞授賞式のご報告」	
新たなスタートを目前にして	石橋 秀起

## 金利雑感

斉藤 武

平成9年3月に、日産ミストラル(2ドアの4輪駆動・R V・新車、支払総額2,934,100円=車両本体222万円+付属品+自動車取得税などの付帯費用+割賦手数料)を、頭金等を除いた残230万円を36ヶ月の割賦払いにして購入した。そのときの割賦手数料は257,637円。この手数料を複利計算で年利率に直すと年3.6025%になる。自動車メーカーはローン子会社を介して金融商売を営んでいるわけだ。金利としては、こんな相場か。

昨年、満60歳になり年金受取の申請手続きをとった。立命館に就職する前5年間、小樽商科大学に勤務していたので、私学共済だけではなく、国家公務員共済についても同時に手続きを進めるよう強く勧められた。小樽商大を退職するときに、年金の一部を一時金として受け取っていたことが分かった。それで、退職一時金を受けた月の翌月から、年金を受けることになった月までの期間(355月)、年5.5%の複利計算で得られる額を加えて返還する必要があるという。それによると、退職一時金の額は86,763円、利子相当額は423,028円の計509,821円。返還したあと通知書がきて、現在は他に収入があるから、年金の一部を停止して、年額49,900円(月に直すと4,158円)を支給してくれるという。平伏脱帽。

なんにしても、国家公務員共済では予定利率を年5.5%で組んでいるわけである。この低金利のご時世に大丈夫か。国民年金基金では、予定利率を2000年度分から0.75%下げて年4%とし、次回の見直しを2004年度としていたところ、実際の運用利回りが大幅に悪化したため、2002年4月からさらに1%下げて年3%にする(日経2002年2月26日)、という。低金利の下にあって、国民年金基金の方が現実を見ていると言えるのではないか。

ところで、1990年末においては全国銀



行貸出約定平均金利が7.697%であった(経済企画庁調査局編『経済要覧』)。この時期に、終身雇用制・ベースアップを見込んで、目一杯の住宅ローンを組んだところ、次第にボーナスが下がり、さらには給料が減額され、ついには勤めていた会社が倒産したのでは、ローンはまず払えない。別の金融機関に保証料を払ってローンについて保証人になってもらっていたとしても、今度はその保証人が債務者に求償してくる。このときの約定遅延損害金の金利が、これまた大きいことがある。

約定金利を決めていなかったときは、法定利率(民法年5%、商法年6%)が適用される。民法施行(1898年)・商法施行(1899年)から、改正されたことは一度もない。日本では、1886年から事実上の銀本位制へ、1897年からは金本位制へ、そしてポンドを基軸通貨とする時代もアメリカ・ドルを基軸通貨とする時代も、固定相場制から変動相場制へ移行(1973年)した後、法制定後は一貫してこの法定利率であ

る。取引の世界においても、いまは変動金利がそう珍しいことではなくなった。公定歩合は、1898年には年8%前後であったが、現在は年0.25%である。こうした社会の変容があっても、年率5%ないし年率6%という固定金利は、利害調整のための標準として合理性を有するのであろうか。

年5~6%というのは、民法制定時より相当前から相場だったのかも知れない。モリエール『守銭奴』（鈴木力衛訳・岩波文庫）の中に、高利貸（実は父親）から借金する息子が、使いに行き帰ってきた従僕から、「債権者八顧ミテ良心二恥ズルトコロナキヤウ、5分5厘以上ノ利息ヲ要求セス」との証文を聞いて、「5分5厘か？ 穏やかなところだね。苦情を云う筋合いはなさそうだ。」という場面がある。この戯曲の初演は1668年9月9日とある。しかし、昔からそうだったということは、1つの理由でしかない。融資を受けるときは年3%で、返済の見込みが立っていたが、その後の外部環境の変化に対応しきれず、やむなく履行を怠ってしまったところ、遅延損害金は年5~6%というのでは、ますますもって返済が困難になる。

現在は、中期国債（2年物）の税引き前の利回りが年0.049%（日経2002年2月17日「ふやすなら」）、銀行の住宅ローン・固定金利指定型（3年）が年率2.375%（同「かりるなら」）である。この金利は対顧客相場である。財務省は国債シンジケート団メンバーに手数料として国債の額面100円当たり63銭を支払っている（日経2002年2月3日）、という。入札金利でみると、2年物国債・財務省証券で、日本は年率0.08%、米国は2.97%、ユーロ地域では3.86%（The Economist Feb. 23<sup>rd</sup> 2002）、ということであろうか。これらの数値からも、法定金利がいまは穏当な相場とは思えない。

参考になる考え方がある。裁判所が仮執行を許しまたは仮執行を免れさせるために担保を提供させる（民訴259条）など、供託することがあるが、その供託物取戻請求のときには供託金に年0.2%の利息が付くと定められてい

る（供託規33条）。この年率が参考になるのではなく、利率を規則で定めることが参考になる。一定の固定した利率を法律で定めるから、動かしにくくなっているのではないか。原告が訴状送達の日から遅延利息の支払を求めているのに、判決があったときから遅滞に陥るとはいえない。裁判官が請求を認容する金額で利益考量を図るというのでは、不透明感が出てくる。利率は法律ではなく規則で定め臨機応変に対処するのが筋ではないか。

財務省がこの2月14日に発表した2001年の国際収支速報によると、所得収支（海外の工場への直接投資や外国証券投資で生じた配当や利息収入などの合計から、海外勢の日本国内への投資に伴う収益の支払いを差し引いて算出）の黒字が、貿易黒字を抜いた（日経2002年2月14日夕刊）、という。この事態を評して、金利はいずれは年5~6%に戻るヒントとしてとらえるのではなく、金利は変動するものだととらえるべきであろう。

複利計算についてみると、預入れ額1万円、期間30年、年率7.2%で、元利合計は80,509円（単利に直した利回り計算をすると23.5%）となる（単利計算では元利合計31,600円）。つまり、年7.2%の複利で計算すると、1万円は10年後にはその倍つまり2万円、さらに10年後には2万円の倍つまり4万円、さらにその10年後には4万円の倍つまり8万円という倍々計算となる、このようにその概算をつかむことができる。

複利についての現行法の解釈としては、民法405条は、複利契約のない場合にも、約定利息が1年分延滞し、債権者がその延滞利息の支払いを催告し、かつ催告しても債務者が支払わないときに、債権者は延滞利息（約定利息）を元本に組み入れることができる（遠藤浩編『基本法コンメンタール債権総論第3版<執筆：吉田豊>』）。判例は遅延損害金についても同様と解している。そうでないとすると、元本債務履行遅延の場合には、元本組入れされるのに比して、遅延損害金の支払いをさらに遅延しても元本組入れさ

れないのでは、バランスを失うからである  
(鈴木祿弥『債権法講義4訂版』383

頁)、とされる。この点はやむなしか。  
(さいとう・たけし 商法)

## 「教えるとは希望を語ること」

### アラゴン没後20年に寄せて

川上 勉

フランスの文学者ルイ・アラゴンLouis Aragon(1897~1982)が亡くなって今年で20年になる。5年前の1997年には生誕百周年を記念するコロックがいくつか開催されたが、没後20年の今年はいまのところまだ耳にしていな(彼が亡くなったのは12月24日だから開催されるとしたらこれからだろう)。

#### レジスタンス詩人アラゴン

なんとといっても、日本では、アラゴンはレジスタンス詩人として知られている。戦後の50年代から60年代にかけて、「教えるとは希望を語ること、学ぶとは誠実を胸にきざむこと・・・<sup>シイアンス</sup>学問とは永い永い忍耐<sup>バシイアンス</sup>」という詩句で有名になったのを覚えている人も少なくないだろう。この歌は、詩集『フランスの起床ラッパ』(1944)に収められた「ストラスブル大学の歌」という詩の一節で、1940年にストラスブルがドイツ軍によって占領されたとき、この地の大学生たちがクレルモン=フェラン(フランスのほぼ中央に位置する都市)に避難したときの様子を歌ったものである。彼らは、いつかまたストラスブルへ戻って勉学を続けることができることを願いつつ、戦時下での学生生活に耐えていた。もう60年も前の歴史的出来事であり、今ではこうしたエピソードを知らない若者たちも多くなっている。しかし、現在の「偏差値教育」やら「ゆとり教育」といった、どちらにしてもゆがんだ教育の現状を見るにつけても、この「教えるとは・・・」の詩句は、レジスタ

ス詩ということから離れて、「教え、学ぶこと」の大事な原点を訴えかけているように響く。これは余談だが、この詩の日本語訳は、筆者の大先輩である大島博光氏のロマンチストとしての一面がにじみ出ているところで、「誠実を胸にきざむこと」とは、原文では「忠実さを語ること」なのであり、学問や真理に対して忠実であること、あるいはフランスの歴史に対して忠誠を誓うことぐらいの意味であろう。

#### アラゴン研究の動向

さて、この20年間におけるアラゴン研究の動向をかいつまんで紹介しながら、20世紀という時代を色濃く刻印しているこの作家を、いまどのように読んだらいいのかを考えてみたい。

現在フランスで進められているアラゴン研究は、エクス=アン=プロヴァンス大学の「アラゴン研究センター」、CNRS(国立科学研究センター)の中の「トリオレ=アラゴン研究グループ」、ブザンソン大学の「言語論・意味論研究グループ」などの共同研究が中心である。しかし、1997年の生誕百周年のときには、これらのグループ研究とは別に、20冊をこえるアラゴン関連の著作が出版されて、久しぶりにアラゴン研究は活況を呈した。この時の状況については『世界文学』87号(1998年7月)に詳しく書いたので、ここでは簡単に触れておくと、かなり綿密な個別作品論だけではなく、アラゴンの文学的世界の全体像をい

かなる方法論と視点にもとづいて再構成するのかといった新たな試みもいくつか見られた。およそ作家論と名がつくものは、作家の人間像や文学的世界の全貌をいかに再構築するかの工夫にあると思われるが、とりわけアラゴンの場合、それが困難な作業であるのは、彼の世界観と文学方法に見られるいくつかの大きな変容と関係している。簡単に言うと、その85年にわたる生涯には三つの段階があると目されているからだ。第一の段階は、ダダ・シュルレアリスムの時代であり、1916年から1930年頃までである。アンドレ・ブルトンと並んでシュルレアリストの代表的なメンバーであったが、1931年にブルトンと訣別したこともあって、のちの文学史ではシュルレアリスムの傍系に位置づけられることになる。第二の段階は、レアリスムの時代で、1931年頃から1960年頃までである。『現実世界』と総称される五つの長編小説（『パーゼルの鐘』『お屋敷町』『屋上席の旅行者たち』『オーレリアン』『レ・コムニスト』）と『聖週間』などがある。この時期に『社会主義レアリスムのために』（1935）という評論を書いており、彼自身、『現実世界』の作品群をフランスにおける社会主義レアリスムの探求として位置づけたのである。前述のレジスタンス詩はこの時期に属する。第三の段階は、アンチレアリスム（レアリスムをはみ出しているという意味で）の時代で、1960年代以降死にいたるまでである。最晩年のこの時期は、小説の中の世界が、現実と想像、現在と過去が混然としており、老境に入った作家が独特の空想世界を構築したのである。こうした大きく変容する三つの段階を、一つの整合的な文学的実践として捉えるのは、まことに厄介な仕事である。没後20年、いま行なわれているのはこうした困難な作業なのである。

### 小説の中の自伝的要素

生誕百周年以降のアラゴン評価の作業で、もう一つ指摘しておきたいのは、ガリマール社のプレイヤード版『アラゴン小説全集』Ouvres romanesques comple`tes

全5巻が刊行中であることだ。綿密な校訂によって刊行され続けているこの全集は、第一巻が1997年5月に、第二巻が2000年1月に刊行されたが、続巻はいつ完結するのが定かではない。しかし、この第二巻に収録されている『屋上席の旅行者たち』をめぐって、2001年には、管見しただけでも6冊の作品論が出版されている。この作品はアラゴンの母方の祖父と想定される人物を主人公とした小説で、アラゴンの作品の中でも最も自伝的要素の濃いものである。プレイヤード版による厳密な校訂が引き金になっているのは確かであるが、没後20年という時点で、改めてアラゴンの自伝的な側面が研究対象となっていて、小説の中の架構と現実との対比、アラゴンにおける小説の創造の問題が探求されているのである。この自伝的側面は、アラゴン自身が1965年に、エルザ・トリオレ（アラゴンの妻である）との『交叉小説集』Ouvres romanesques croise`es 第15巻に寄せた長い序文「そして、あらゆる死から生が甦る」の中で詳しく語っている。それによると、祖父フェルナン・ド・ピグリオヌは、1889年に突然家族を捨てて失踪してしまい、アラゴンの母親であるマルグリットは16歳にして、残された一家を養わねばならなかった。そうした苦しい生活の中で、マルグリットはさる有力な政治家の子供ルイ・アラゴンを出産したのであった。今ではこの父親の名前はルイ・アンドリュウLouis Andrieux というれっきとした第三共和制の政治家であることが判明しており、2001年にはロズリーヌ・コリネ＝ヴァレールが『アラゴンと父親、ロマン』を出版して詳しく紹介している。没後20年とは、作家のいままで見えていなかった部分が明らかにされることであり、自伝的な生涯と文学的創造との複雑な関連性が解明されることであると言えるかもしれない。

アラゴンはまことに多彩な文学的才能の持ち主だった。そのことは生前に刊行されたトリオレとの『交叉小説集』42巻と、『詩作品集』Ouvres poe`tiques 15巻を見るだけでもよくわかる。こうした膨大な量の作品群を見

ていると、この文学的才能はいったいどこからもたらされたのだろうか、と考えるときがある。確証があるわけではないが、すでに触れたような彼の生まれ育った特異な家庭環境にその理由の一端が隠されているようにも思えてくる。ボードレールやサルトルなどの例に見られるように、彼らは極めて磨きすまされた感覚の持ち主であり、人間関係や現実生活を文学という架構のなかに収斂する特異な才能を早くから身につけているようなのだ。

いずれにしても、没後20年を契機としてアラゴン研究はさらに深まるはずだが、アラゴンが現実とどのように関わり、それを想像世界にいかように反映したかを探求することは、作家個人の問題だけではなく、20世紀という時代を再考するうえでも、また、現実世界の全体像にいかにか接近するかという点でも、限りない素材を提供してくれているように思われる。

(かわかみ・つとむ フランス文学)



パリから少し離れたサン＝タルヌ＝アン＝イヴリーヌにあるアラゴンとエルザ・トリオレの墓（写真提供：中村泰行氏）

## 「日独文化関係促進協会 ( J a D e ) 賞授賞式のご報告」

出口雅久

昨年11月にドイツ・ケルンに設置された社団法人・日独文化関係促進協会マンフレッド・シュパイデル会長（アーヘン工科大学教授）より、私に対して2002年度の日独文化関係促進協会賞を授与する旨の一通の手紙

が届きました。このJ a D eとは「日独」という省略形の意味の他に、J a d eは「翡翠」をも意味しております。したがって、翡翠賞と訳す方が気が利いているかもしれません。この日独文化関係促進協会は、1973

年に当時の内閣総理大臣・田中角栄氏が訪独した際に、ドイツにおける文化紹介・日本研究の促進等を図るため、日本政府が国際交流基金を通じて寄贈した100万ドルの基金により設立された財団であり、爾来、日独間の学術出版事業や文化事業の促進に中心的な役割を果たしてきました。今日まで800以上の研究プロジェクトや芸術プロジェクトを資金的に援助し、520もの出版物が上梓されております。1999年からは、多様な分野で成果を上げるにより日独の学術文化交流に貢献した人物を顕彰するために同賞が新しく設けられました。初年度は、デュイスブルク大学・ウタ・ホーン氏の教授資格論文「日本の都市計画」に、昨年度は、東大名誉教授辻星（ひかる）氏のミュンヘン大学日本センター設立およびヴォルフガング・ハダミツキー氏の日本語辞典編纂に対して授賞の栄

誉が与えられました。今年度は、イルムトラウト・シャルシュミット＝リヒター氏と私にこのJaDe賞が授与されることになったわけです。

さて、JaDe賞の授賞式は、2002年2月16日（土）午後4時よりケルン日本文化会館において開催されました。会場には、レナーテ・カニシウス・ケルン市長をはじめドイツ各地の日独文化交流協会関係者、日本学研究者、ドイツ学術交流会の方々や、ケルン大学のペーター・ハナウ教授夫妻、ハンス・ブリュッティング教授、ハーゲン大学のハンスペーター・マルチュケ博士、遠くフライブルク大学からはマンフレッド・レービッシュ教授やディーター・ライポルド教授らも駆けつけてくれたことは大きな喜びでありました。ケルン大学関係者を含め、会場には100名以上の方々が集まっていたと思いま



2002年JaDe賞授賞式（左はシュパイデル会長）

す。実は、式典前のお昼にはユトレヒトからホンデュウス教授もお祝いにケルンまで来ていただき、来年の客員教授について意見交換もできました。

開会の挨拶では、坂戸勝ケルン日本文化会

館館長が流暢なドイツ語で同協会の日独文化交流に果たしている功績に対して謝辞を述べられました。次に、日独文化関係促進協会会長のシュパイデル氏より受賞者の紹介がありました。まずシャルシュミット＝リヒター

氏は、美術評論家であり、フランクフルト大学とハイデルベルク大学にて日本語と東アジア美術を専攻され、1960年代初頭から日本美術の専門家として幅広いジャンルで活躍されており、著書、エッセイ、新聞記事、展覧会、カタログ記事など、業績は枚挙に暇がありません。さらに1992年には日本政府より勲四等宝冠章を授与されています。

これに対して、私自身は大した業績もないので、大変恥ずかしかったのですが、立命館大学において過去十年間の間にケルン大学、フライブルク大学、ベルリン・フンボルト大学等の各大学との学術研究交流に幾ばくかの貢献を果たすことが出来た点を評価していただいたようです。シュパイデル会長は、シュベービッシュ訛りで、本学のバックグラウンドにも言及し、立命館大学は内閣総理大臣・元老西園寺公望を学祖とし、1913年に中川小十郎によって創立され、西園寺公望は1880年代に帝国憲法制定のために洋行した欧州団の一員で、後にドイツ担当大臣を務め、1919年には日本全権大使としてヴェルサイユ会議に出席したことを紹介し、立命館大学が果たしている日独の文化交流の伝統を強調されていた点は今でも印象に残っています。

その後、各受賞者がそれぞれ10分程度ドイツ語で挨拶することになりました。私は、ご挨拶の冒頭で今回のJade賞の授賞式に参加することは、2月16日と17日に大学院入試・入試判定教授会に全力を尽くしている立命館大学の同僚の暖かい励ましとご理解がなかったならば到底不可能であったことを申し上げました。また立命館大学に奉職してから十年間という長い時間の中で、国際学術交流にご理解を示していただいた数多くの大学関係者に皆様のご協力がこの受賞に繋がったものであり、私一人の成果ではないことを憚りながら強調させて戴きました。ドイツでの授賞式においてスピーチすることでかなり緊張したことも事実ですが、とりわけフライブルク大学でご指導を受けたペーター・アレンス教授について言及した際に、体全体に感

じたものはこの特別な2月16日という授賞日が単なる偶然ではなかったことを帰国後知ることになりました。私は、ドイツで知り合った様々な研究者ネットワークを通じて今年の4月からはアメリカで日独米の比較民事訴訟法研究にも関心を持っていることもお話ししました。私はスピーチの最後に、立命館の由来について一言触れ、今後も立命の精神で日独の学術交流に全力を尽くすことを約束しました。

その後、ケルン音楽大学に留学している上方奏さんによるピアノ演奏(Chopin, Ballade Nr. 4 f-moll opus 52.)が行われました。いかにもドイツの式典らしく、会場全体がしっとりとした雰囲気になりました。式典の最後には、ベルリンから駆けつけた野村一成駐ドイツ日本国大使が英語による“A few Thoughts on Cultural Exchange between Japan and Germany”と題する記念講演が行われました。式典終了後は、野村大使主催レセプションが隣接する東アジア美術館内において開催されました。シュパイデル会長の音頭で杯を交わし、日本大使によりワインと寿司が振る舞われました。蛇足ながら、外務省の予算も適正に使われていることをこの眼で確認することができました。ドイツらしくパーティーが終了する合図なく、三々五々会場から去り始めると、プリュッティング先生が寄ってきてハナウ先生御夫妻とマルチュケ先生と一杯飲みに行こうということになり、マリチームというライン川沿い立つ高級ホテルの上階にある素敵なレストランで夕食会を楽しみました。

今回の授賞はケルン大学のハナウ教授、ルーイック教授、プリュッティング教授等が私に対して今後の日独法学研究交流におけるより一層の奮闘を期待してご推薦いただいたものと推察しております。私は、指導教授である石川明先生およびペーター・アレンス先生の学恩に感謝しつつ、今後とも日独学術交流を通して国際交流の輪を広げて行きたいと考えています。

帰国後、アレンス教授の追悼記念論文集を



もう一度紐解いて見たところ、2月16日は果たせるかなアレンス教授の命日でありまし

た。天国にいるアレンス先生からの束の間の御褒美だったのかも知れません。

(でぐち まさひさ 民事訴訟法)

## 新たなスタートを目前にして

石橋 秀起

私は、学部・大学院通算9年間の学生生活を終え、2002年度より三重大学人文学部に民法担当の教員として赴任することになりました。日々の雑事に追われていると時の経過が幾分早く感じられますが、このような人生の節目に立って後ろを振り返ってみますと、随分長いあいだ立命館大学にお世話になったと痛感します。本ニューズレターへの寄稿を良い機会として、私が歩んできた学生時代を振り返らせていただきます。

私は1993年に立命館大学法学部に入学しました。2年間の長い浪人時代を経ての入学となります。そもそも私は幼少より音楽に興味があり、将来の職業も音楽に関するものを希望しておりましたので、いわゆる総合大学への進学は考えておりませんでした。しかし、両親の説得に応じ、また、自分自身も音楽の道に進むには決断の時期が遅すぎたことを痛感し、2年間の怠惰な時代に幕を引くことにしました。立命館に入学した理由が「受かったから」以外の何ものでもないことを告白しなければなりません。私の学生生活は幾分煮え切らない気分を伴ってスタートしました。

学部に入學した当初の私は、前述の「煮え切らない気分」を引きずってか、学習意欲があまり湧きませんでした。法学を勉強したことのない人がしばしば考えるように、私も、法学は条文を暗記するものであるとさえ考えていました。そのようななかで私の考えを変えさせるきっかけとなったのが3回生時のゼミで

した。私は民法担当の吉村良一先生のゼミを選びました。吉村ゼミを選んだ理由を今思い出すことはできませんし、思い出せたとしてもここで述べるほどのことではないと思います。私を変えるきっかけとなったのは、むしろゼミに参加してからのことです。

吉村ゼミは民法のなかでもとりわけ不法行為法をテーマとするゼミでした。ゼミの進め方は、各自あるいは各班に事案を割り当て報告させるといふ、至って一般的なものでしたが、私が惹かれたのはむしろ先生の指導のありがたさそのものでした。大学教授が学生に学問を授けるなどと言うとどこか権威的な感じがしますが、ゼミということもあってか、あるいは先生の人となりかそうなのか(後者がかなり大きいと思います)、先生はゼミでの議論においては学生の意見を一つ一つ丁寧に把握され、解説を加えるときは議論の進行を乱さぬよう、ゼミ参加者のひとりとして発言されていました。学生のなかでユニークな意見を述べる者がいたときなどには、その意見に対し深く感心されていたのを今でも記憶しています。私は吉村ゼミに参加することで、まず、学問のもつ自由な雰囲気と接することができました。このようなことは高校までの勉強では感じることはできませんでした。私のような学生も、きちんと下調べをして一定の知識を身につければ、先生と対等に議論することができる、と実感できたことは、後に私の学問への意欲を呼び起こすきっかけとなりました。

次に、私はゼミに参加することで民法学に興味を持つようになりました。不法行為法は、公害、交通事故、製造物責任など、身近に起こり得る様々な事故をその対象とする法分野で、そのせいか、学生にはとっつきやすいという印象をもたれることが多いようです。しかし私がここで言いたいのは、民法学に興味を持ったきっかけとなったのが「とっつきやすい」不法行為法であった、ということではありません。私がゼミを通じて民法学に興味を惹かれた理由はむしろ次のようなものでした。言うまでもありませんが、民法は私人間の関係を規律する最も基本的な法です。そしてその背後には生きた現実世界が広がっています。ところが、概して学生は、法概念の論理操作ばかりに気をとられ、抽象論を抽象論のままに終わらせてしまうことがよくあります。これは勉強熱心な学生にとりわけ多く見られることだと思います。実際、そのような理由からゼミでの議論が停滞気味になることがしばしばありました。そのようなとき、先生は具体例を挙げて学生の理解を助け、議論を再び促そうとされました。先生は非常に明晰な方で、混乱した議論状況を見事に整理されていました。不法行為法に限らず、例えば、抽象度が高いために理解しにくいとされる債権総論や担保物権法のいくつかの論点も含め、民法上の諸制度は生きた現実を抜きにしては理解できません。よく「民法は身近である」ということが言われますが、私はゼミでの先生の指導からそのことの本質的な意味を感じ取ることができたのではないかと思います。

さて、民法学に興味をもつようになった私は、研究者になるという、当時の私には無謀とも言える希望を抱き、大学院への進学を考えるようになりました。そして幸いにも法学研究科博士前期課程研究コースに入学することができました。お世辞にも勉強熱心だったとはいえ学部時代を過ごした私にとって、法学研究科、とりわけ研究コースの雰囲気は大変刺激的なものでした。刺激的などと言うと、入学当初から学問に目覚め、充実し

た研究生生活をスタートさせたかのように思われるかもしれませんが、実際は、授業の予習に追われる毎日でした。とりわけ、大学院に入ってからはじめてドイツ語には随分とてこずりました。また、同期で入学した友人たちは、普通の会話などにおいても既に学問的な雰囲気を漂わせており、そのようななかで、自分に研究者としての素養があるのかどうか、不安に感じるものがしばしばでした。将来に対する漠然とした不安感のなかで、授業の予習に四苦八苦し、研究テーマを模索し、また、これらと並行して民法全般の判例・学説の学習をしていた、というのが大学院入学当初の私でした。

ところで、教学面で大学院が学部と最も異なるのは、学生が先生方から直接的に指導をしていただける機会が多いということにあると思います。とりわけ、民法スタッフが充実している立命館大学では、民法を専攻する院生はこのような特権を存分に享受することができます。そして私もそのような恩恵にあずかることができました。指導教授の吉村先生には、5年間の大学院時代を通じて論文指導をしていただきました。先生はゼミのときと同様、論文指導においても控え目な方で、「～しなさい」という命令形よりも、「～したほうがいんじゃない?」という疑問形で私の誤りを正してくださいました。先生が赤ペンで修正箇所を指摘した論文の草稿は、言わば先生と私との指導関係の軌跡であり、今でも大切に保管しています。また、大河純夫先生には授業で、民事判例の読み方や法学方法論について教えていただきました。先生から「碧海純一『法哲学概論』を読んで類推と拡張解釈の異同について調べよ」との課題を与えられ、随分苦労したことを昨日のことにように思い出します。先生からご指導いただく機会に恵まれていなければ、基礎法学への関心をもつ時期がもう少し後になっていたと思います。さらに、荒川重勝先生には授業で、契約法の基礎理論について教えていただきました。先生の授業は、ハイン・ケッツ『ヨーロッパ契約法I』を読みながら、これとの対比

で、当時出版されたばかりの吉田克己『現代市民社会と民法学』や内田貴『契約の時代』といった著書を批判的に検討するというもので、論文の執筆で興味関心が狭まりやすい状況にあった当時の私には大変新鮮なものに感じられました。その他にも、授業や研究会などを通じて、学内外の多くの先生方にお世話になりました。研究者志望の院生ということもあってか、お酒の席などで先生方と個人的にお話する機会にも比較的多く恵まれましたが、そういった経験の一つ一つが研究上の貴重な示唆となり、また、勉学への励みとなりました。今後はお世話になった先生方からの学恩に報いていかなければならないと思っています。

私は赴任1年目から民法のゼミを担当することになります。昨年の暮れに就職先の三重大学から、私のゼミを志望する数名の学生による「専門演習志望調書」が届きました。私のゼミへの志望動機は学生によって様々でし

たが、面白いことに、全ての「調書」に「民法は身近である」という趣旨の一行が記されていました。たしかに民法が一般市民にとって身近な法であることは言うまでもありませんが、彼ら彼女らがどのような意味を込めてこのようなことを書いたのかは文面からは明らかではありません。日常生活をおくるうえで不可欠な知識であると考えてのことかもしれませんし、「調書」の行を埋めるために大した意味もなく書いたのかもかもしれません。しかしいずれにせよ、教員となる私に課された使命は、「民法は身近である」という慣用句のもつ真の意味を日々の講義やゼミを通じてより具体的なかたちで学生に示していくことであると考えています。そしてそのことが、お世話になった先生方への恩返しにつながるかと確信しています。

(いしばし・ひでき 民法/大学院法学研究科博士課程後期課程3年生)



## 法学部関連の主な学術交流・研究活動(2002年1月～)

- 02年1月11日 民法研究会：大河純夫氏、市川正人氏「書評 園部逸夫著『最高裁判所十年』」
- 02年1月12日 立命館土曜講座：葛野尋之氏「刑事司法改革の課題」
- 02年1月19日 立命館土曜講座：佐上善和氏「民事訴訟の審理の充実・迅速化の課題」
- 02年1月22日 法政研究会(法曹養成教育研究会共催)：京都大学法学研究科教授 村松岐夫氏  
「法科大学院設置と政治・行政学研究・教育」
- 02年1月26日 立命館土曜講座：市川正人氏「国民の司法参加 - 陪審制、参審制、裁判員制 - 」
- 02年2月1日 国際学術交流研究会：中国人民大学専任講師 丁相順氏「中国における統一司法試験制度について」
- 02年2月4日 刑事法研究会：和田進士氏「イギリス裁判官準則期におけるホールディングチャージの抑制について」
- 02年2月14日 民法研究会：大河純夫氏「意思表示について」
- 02年2月16日 立命館土曜講座：松本克美氏「21世紀の法曹像と法科大学院構想 - 法曹養成はいかに変わるか - 」
- 02年2月22日 法政研究会：小山泰史氏「カナダ法浮動担保における『黙示の許可理論』の展開 - 流動動産譲渡担保に基づく物上代位との関係で - 」
- 02年2月23日 立命館土曜講座：徳川信治氏「『新しい戦争』と国際法」
- 02年3月5日 中間団体研究会：市川正人氏「『自律した個人』と法の支配 佐藤幸治教授の秩序形成観をめぐって」
- 02年3月14日 国際学術交流研究会：ゲッチンゲン大学法学部教授 Joachim Muench氏「前提問題の確認可能性 内国訴訟法に対するヨーロッパの影響」通訳 出口雅久氏
- 02年3月18日 法政研究会：琉球大学法文学部教授 角田光隆氏「ヨーロッパ契約法について」

法学部定例研究会：法政研究会・公法研究会・民法研究会・政治学研究会・  
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /  
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第28号 (2002年3月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>